

審査基準及び標準処理期間

所属名	介護・地域福祉課
内線番号	4571

No.	項目	内容
①	処分名	指定居宅介護支援事業者の指定
②	法令名	介護保険法
③	法令番号	平成9年法律第123号
④	根拠条項	第79条第1項
⑤	処分権者	知事(委任先:広域振興局長)
⑥	法令の定め	<p>(指定居宅介護支援事業者の指定)</p> <p>第七十九条 第四十六条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)ごとに行う。</p> <p>第八十一条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。</p> <p>3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>一 指定居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数</p> <p>二 指定居宅介護支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p>
⑦	審査基準	<p>・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)</p> <p>・介護サービスの事業者指定等に係る審査手続に関する要綱(平成17年京都府告示第389号)</p>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	2か月
⑫	問合せ	介護・地域福祉課 法人・事業者指導担当(075-414-4571)
⑬	備考	